

今昔物語集出典研究の点検

— 卷七第一六話のばあい —

宮 田 尚

今昔研究の諸領域のうちで、もっとも古い歴史をもつ出典研究は、同時にまた、おそらく、もっともすすんだ分野だといってよいであろう。

ことあたらしくいうまでもないことながら、はじめ、主として出典を探索するというそのこと自体への、素朴な興味に支えられて出典を探索するということも、やがてそれが、今昔研究にとって欠くことのできない基礎的な手続きであることが認識されるにおよんで、正面から、積極的にとりくまれることになり、間口と奥行きとは、にわかにかまわっていったのであった。そしてその結果、今日ではすでに大部分のはなしの出典がつきとめられているのである。本朝の部もさることながら、とりわけその成果は、天竺・震旦の部においていちじるしい。

けれどもしかし、もっともすすんだ分野だとはいえ、従来の研究には、なお探索もれや、八類話Ⅴを八出典Ⅴと認定する類の、結論をいそぎすぎたためにおかしたあやまりも、少なくないように思われる。今昔は、周知のとおり、先行文献への依存度の強い作品である。したがって、とりもなおさずそうしたあやまりは、たとえささいな点に関するものであったとしても、今昔の本質にかかわるもの

今昔物語集出典研究の点検— 卷七第一六話のばあい —

だいに発展していく要素をはらんでいるとみななければならぬわけ
で、けつしてゆるがせにはできないように思われる。そこで本稿で
は、卷七第一六話八震旦定林寺普明、転読法花経伏靈語Ⅴのばあい
をとりあげ、従来の出典研究が落ちこんだみぞの一部をうめたいと
思う。

なお、テキストは、今昔が日本古典文学大系本。その他は大正新
脩大蔵経本を用いた。

さて、まず、卷七第一六話の出典についての従来の研究であるが、
攷証今昔物語集は、法苑珠林卷一七敬仏篇普賢部を出典としてい
る。今昔物語集の研究(上)は、これを訂正して、法苑珠林はあわ
せ参照されたにすぎず、主たる出典は弘誓法華伝卷第六(7)であるう
としていいる。日本古典文学大系本今昔物語集は、弘誓法華伝を出典
とし、法苑珠林は単なる同内容の類話とみている。これが、これま
でに提起せられている説のあらましである。要するところ、はじめ
出典だと考えられていた法苑珠林は、弘誓法華伝が発見されるにお
よんでその座を追われ、弘誓法華伝がそれとってかわったという
わけである。

ところで、ほぼ定説化しているかにみえるこの弘贊法華伝出典説は、はたして無条件に受け入れることができるかどうか。結論論に
いえば、弘贊法華伝が本話の主たる出典であることには、わ
たしも異論はないけれども、日本古典文学大系本今昔物語集の説く
ように、本話が弘贊法華伝のみにもとづいているとは思われないし、
今昔物語集の研究（上）のいうように、法苑珠林があわせ参照され
ているとも考えられないのである。ましてや、法苑珠林のみを出典
とする攷証今昔物語集の説には、とうてい賛成することができない
のである。

各説の批判に入るまえに、本話と、弘贊法華伝の当該話を併記し、あわせて、弘贊法華伝が今昔の出典のひとつであろうと考えられる点を、かんとんに述べておきたい。

○今昔物語集

今ハ昔、震旦ノ上定林寺ト云フ寺ニ一人ノ僧住シケリ、名ヲバ
普明ト云フ、臨渭ノ人也。幼少ニシテ出家シテ、心清ク誓ヒ弘シ。
常ニ懺悔ヲ行ズルヲ以テ業トス、亦、寺ノ外ニ遊行スル事无シ。
専ニ法花経ヲ誦誦シテ他ノ念无シ、亦、維尸羅ノ転読ス。法花経
ノ普賢品ヲ誦誦スル時ニハ、普賢并、六牙ノ白象ニ乗ジテ光ヲ放
テ其ノ所ニ現ジ給フ。維尸羅ノ誦誦スル時ニハ、妓楽・歌詠、虚
空ニ満テ、其ノ音ヲ聞ク。亦、神呪ヲ以テ祈乞フ事、皆其ノ験新
タ也。

而ル間、王遁ト云フ人有リ。其ノ妻、身ニ重キ病ヲ受テ苦ヒ
痛ム事難堪キニ依テ、忽ニ普明ヲ請ジテ此レヲ念祈メムトス。普
明、王遁ヲ請ニ依テ其ノ家ニ至ル間、既ニ、門ヲ入ル時ニ、其ノ

妻悶絶シテ、其ノ時ニ、普明、一ノ生タル者ヲ見ルニ、狸ニ似タ
リ。長サ數尺許也、犬ノ穴ヨリ出ヌ。其ノ時ニ、王遁ガ妻ノ病愈
ヌ。王遁喜テ普明ヲ礼拜ス。

亦、普明、昔、道ヲ行ケル間、人有テ水ノ辺ニシテ神ヲ祭ル事
有ケリ。巫覡其ノ所ニ有テ、普明ヲ見テ云ク、「神、普明ヲ見テ
皆走り逃ヌ」トナム云ヒケル。此レハ神ノ普明ヲ見テ恐レテ逃ケ
ルニコソハ。普明遂ニ命終ノ時ニ臨テ、身ニ病有リト云ヘドモ、
痛ム所少クシテ座ヲ端クシテ、仏ニ向ヒ奉テ香ヲ焼キ仏ヲ念ジ奉
テナム失ニケルトナム語リ伝ヘタルトヤ。

○弘贊法華伝

积普明。姓張。臨渭人。少出家。稟性清純。視不過歩。蔬食布衣。
以懺悔為業。三衣繩床。未嘗遠体。若欲消息。坐而寂寐。誦法華
維摩二經。及諷誦之時。有別衣別座。未嘗穢雜。每至勸善品。輒
見普賢乘象。立在其前。誦維摩經。亦聞空中唱樂。又善神呪。所
救皆愈。有鄉人王道真。妻病。請明來呪。明入門。婦便悶絶。俄
見一物如狸。長數尺許。從狗竇出。因此而愈。明普行水傍祠。巫
覡自云。神見之。皆奔走。後遇疾。正坐燒香。不覺便逝。即宋孝
建中卒。春秋八十五矣。

弘贊法華伝と今昔との間にみとめられる類話は、今昔物語集の研
究（上）によれば十話ある。そしてそれは、いずれも今昔の巻七に
集中している。巻七は周知のとおり、前半が三宝感応要略録に、そ
して後半は冥報記に、それぞれもたれかかった巻である。第三三話

から第四〇話までの欠話の部分は別として、三宝感応要略録にも冥報記にも類話の求められないのは、第一〇話、第一五話、第一七話第二〇話、第二一話の五話をかぞえるにすぎない。もともと、いちおう三宝感応要略録（卷中第一九話）に類話が求められるとはいへ、本話のばあい、三宝感応要略録の当該部分はずぎのとおりであつて、これもまず、直接の出典とは考えられない。

宋臨淄釈普明。誦法華維摩二經。誦維摩經。聞空中唱樂。又善神呪。所拯皆愈。有卿人王道真。妻病請明入内。婦便悶絕。俄見一物如狸長數尺許云々。

したがつてつきよく、卷七のうちで、直接三宝感応要略録にも冥報記にもよっていないとみられるものは、つごう六話ということになる。ところがこの六話には、いずれも、きわめて類似度の高い類話が、弘贊法華伝に求められるのである。弘贊法華伝と今昔との間にみられる十話の類話のうち、残る四話は冥報記とも重複しているのであるから、これについては、今昔が冥報記から材をえたために、たまたま生じた類話現象だと説明することもできよう。けれども、右六話のばあいはまったく事情が異なるのであつて、少なくともこれは、弘贊法華伝を資料としているために生じた現象とみるほかに、なっとくのいく説明はつけられないように思われるのである。右にかかげた本話のばあいにおいても、その一部に表現上の違いがあるとはいへ、それは、今昔の出典であることを疑う余地のない冥報記や、三宝感応要略録などとの間にみられる相違とほぼ同質の相違であつて、出典関係を否定するにたるものではないように思われるのである。

今昔物語集出典研究の点検―卷七第一六話のばあい―

以上のようなわけで、弘贊法華伝が今昔の出典であることはほぼ否定できないと思われるし、本話においてもまた、それは例外ではないと思われるのであるが、にもかかわらず、本話に関するかぎり、日本古典文学大系本今昔物語集の説にも、今昔物語集の研究（上）の説にもくみしないのは、それぞれが、つぎのようなもんだいをかかえているからである。

日本古典文学大系本今昔物語集は、本話の出典として弘贊法華伝のみをあげているが、今昔冒頭のみをあげているが、今昔冒頭の

今ハ昔、震旦ノ上定林寺ト云フ寺ニ一人ノ僧住シケリ

の部分は、それではどうい説明がつかないのである。つまり、さきにかかげたように、弘贊法華伝は、普明が住した寺についてはならふれていないのであるから、今昔が弘贊法華伝だけによつていのだとするかぎり、上定林寺のでてくるはずがないのである。

上定林寺√うんぬんの記述を有する、弘贊法華伝にとつてかわるべき文献の存在を想定しうるのならと、弘贊法華伝が出典だとしたてまえをとるのが相当であろうと考えられる以上、ここはどうしても、その記述をもつ他の資料を、あわせ参照していると考えるをえないのである。ささいな点からではあるが、日本古典文学大系本今昔物語集の説は、かくしてまず消されなければならない。

ついでながら、日本古典文学大系今昔物語集は、弘贊法華伝の原拠を唐高僧伝巻第一二(8)だとしているが、これも、類話を収めている法苑珠林の記事をそのまま引用したことによるあやまりであつて、そこは梁高僧伝と訂正されなければならない。道宣撰する唐高僧伝

の巻第一二(8)は、敬脱伝である。慧皎撰する梁高僧伝巻一二に、八亡身Vと八誦経Vの二部があり、後者の第八に普明伝がとりあげられているのである。本話の類話が、唐高僧伝にはなく、梁高僧伝に収められていることは、三宝感応要略録巻中第一九話がつとにあまりにしている。

ところで、弘贊法華伝をさぐりあて、それが今昔の出典のひとつであることを積極的にうちだしながらも、本話については、右の八上定林寺Vうんぬんの部分が弘贊法華伝にないことに当惑し、

然らば前記冒頭の一句は如何に説明せらるべきか。これは他の諸書に見当たらないので、こっだけ法苑珠林を参照したと考へる以外には説明がつかない。(一一六頁)

と述べた今昔物語集の研究(上)のばあいはどうかというに、他の資料があわせ参照されているとみている点については、たしかにそのとおりであろうと思われるのであるけれども、そのあわせ参照した資料を法苑珠林だとしているところが、じつは、わたしにはなっとくがいかないのである。本話において、法苑珠林があわせ参照されているとする今昔物語集の研究(上)の説がなりたつためには、とうぜんその前提として、八集Vとしての法苑珠林が、八集Vとしての今昔の出典であるという、たしかな保証を必要とするはずである。だがいったい、法苑珠林にそのような地位を約束することができるかどうか。この点をわたしは疑問に思うのである。

ところが法苑珠林は、昔日のおもかげをとどめぬほどにやせほそってはしまったけれど、今日なお、いぜんとして出典のひとつとなさされている。そこで、日本古典文学大系本今昔物語集が出典だと

しているものなから、一・二の例をあげて具体的にみていく。

たとえば巻三第二四話は、△財力豊かで、しかも善根を修ずることのなかつた目蓮尊者の弟が、兄の教えにしたがって功德をほどこし、善報のたちどころにあらわれないことにひとたびは不満をいだいたものの、兄にともなわれて六欲天を一巡したのち、思いをあらたにしてひたすら善根を修したVというはなしであるが、目蓮尊者が弟のもとに行つて説く部分は、法苑珠林ではわずかに

聞卿慳嫉不好布施。仏常説施獲報無數。卿今施者得福無量。と記しているにすぎない。それに対して今昔は、

汝、速ニ善根ヲ修セヨ。命終ヌレバ、三惡道ニ墮テ苦ヲ受ル事无量シ。其ノ時ニ、財、身ニ相ヒ副フ事無し。功德ヲ修スル者ハ三惡道ニ不墮ズシテ必ズ善所ニ生ル、事疑ヒ無しト。弟ノ云ク、我が父母ハ在家ニシテ世ヲ恣ニセヨト教ヘ給ヒシヲ、法師コソ口惜キ事ハ有リケレ。物ヲ乞フ心ノ有ルコソ極テ拙ク憎ケレ。抑功德トハ何事ヲ云フゾト。目連、答テ云ク、功德ト云ハ、一ノ物ヲ人ニ施ツレバ其ノ徳ニ依テ万ゾノ物ヲ得ル也ト。

と、弟の拒否しようとする態度を明確にうちだしながら、兄弟のやりとりを、かなりくわしく伝えている。法苑珠林は、弟がケチだとはいつていても、兄の説得を拒否しようとしたことにはふれていないのである。もとより、文脈もはなはだしく違っている。同じように、兄弟が六欲天をひとめぐりする部分も、法苑珠林は、わずかに、

吾今権示汝微報。即以神力手接其弟至第六天。見有宮殿七宝合成。香風浴池庫藏盈溢不可積計。玉女宮從數千萬衆。純女無男。

と記しているにすぎない。それに対して今昔は、

目連ノ云ク、汝ハ我が袈裟ヲ捕ヨト云テ、令捕ツ。四天王・切利天・夜摩天・兜率天・樂變化天・他化自在天に皆昇り至テ一ニ令見ム。様々ノ娛樂・不思議、不可積計ズ。其ノ第六ノ他化自在天ニ至テ卅九重ノ垣有り。其ノ内ニ各一人ノ女有り。瑠璃ノ女、瑠璃ノ座ニ居テ瑠璃ノ糸ヲ懸タリ、瑠璃ノ衣ヲ縫ヒ、車渠ノ女、車渠ノ床ニ居テ車渠ノ糸ヲ懸タリ、車渠ノ衣ヲ縫フ。取極ノ門ニハ、金ノ女、金ノ床ニ座シテ金ノ糸ヲ懸タリ、金ノ衣ヲ縫フ。と、第六天の天女たちの描写に典型的にあらわれているように、これまたきわめて具体的に記述しているのである。

法苑珠林と今昔との間にみられるこうした相違は、いったい、出典関係をいおうとするとき障害とはならないのであろうか。

またたとえば、△助けてやった亀に洪水の起ることを教えられた人が、かねて用意しておいた舟で避難する途中、蛇と、狐と、そしてひとりの男とを助けた。蛇はそのお礼として、財宝のありかを教えた。助けられた男は礼にきたものの、その財宝を見て慾を起し、自分にも半分くれるように要求する。が、聞き入れられなかったので、彼の致富をねたんで国王に訴えた。助けた人は投獄された。事情を知った亀は、蛇と狐とあいばかり、彼を救出した。後、忘恩の男は重罪に処せられた」という巻五第一九話において、亀が洪水の予告をしに来る部分を、法苑珠林は、

鼈於後夜來齧其門。怪門有聲便出見鼈。

今昔物語集出典研究の点検―巻七第一六篇のばあい―

と、門をかじって来たことを知らせ、主人公をそこまで呼び出したとしているが、今昔はその部分を、

其ノ後、年來ヲ經テ、此ノ龜放タル人ノ寝タル枕ノ方ニコソメク者有り。頭ヲ持上ゲ、何ゾト見レバ、枕上ニ三尺許ノ龜有り。

としている。亀は、いきなり枕上にあられるのであって、そのほんの事情は、法苑珠林のばあいとはあきらかに違っている。このほかにもたとえば、蛇と狐とを助ける場面において、法苑珠林では人が提言して、亀がこれに賛意を表するしくみになっているのに対し、今昔では、まず亀が助けるべきことを説き、人はそれにしたがうことになっている点や、財宝のありかを教えるのを、法苑珠林は狐、今昔は蛇としているなどの、かなりきわだった相違がみとめられるのである。

こうした相違は、いったい、出典関係をいおうとするとき障害にはならないのであろうか。

ここにあげたのは、わずかに二例である。日本古典文学大系本今昔物語集が、△出典√ないし△出典か√としているもののごとくに、こうしたきわだった相違がみとめられるというのでは、もちろんない。表現上にわずかな相違がみられるだけで、ほとんど同文と正しいものも、たしかにあるにはある。だがそれは、ほんの数例をかぞえるにすぎないのであって、少しおおづかみないかたをすれば、程度の差こそあれ、他のばあいにも大なり小なり、これと似たような、単なる表現上のもんだいとして片付けることのできない相違がみられるのである。それだけではない。なかには、とりあげられている事件が同じだというだけで、話柄のまったく異なる

る、厳密な意味では△類話▽というのさえためられるようなものも含まれているのである。これが、今日なお出典とみなされている法苑珠林の、うちわった姿である。

繰り返すが、こうした相違があるにもかかわらず、いいかえれば、類似度が低いにもかかわらず、法苑珠林を今昔の出典のひとつとみることは、はたして、当をえたものだとはいえるかどうか。

もちろん、いかにおおはばな相違がみられたとしても、それがかりに、今昔の主体的な改変によるものであるならば、なんらもんだいはないわけである。だが、はたしてそういえるかどうか。むしろじつさいには、今昔がそのような立場で法苑珠林を改変していることとみることは、ほとんど無理なように思われる。出典であることにほぼ疑いのない冥報記や三宝感應要略録などの比較からすれば、今昔は、出典に対して忠実であろうとする基本的な姿勢をもっていることが知られるからである。冥報記や三宝感應要略録などをいちいちあげて例証することは、煩雑であるから、いまは省略したが、うが、さきにかかげた弘贊法華伝のばあいからも、そのことはうかがわれるであろう。相違がみられても、それはおおむね表現上のもんだいとしてとらえるのであって、少なくとも法苑珠林のばあいにみられるような、はなしそのものの変貌をもたらす種類の相違はみられないのである。

こうして、今昔に、法苑珠林を主体的に改変したのだとの期待がほとんどでない以上、両書の間にもみられる相違は、けつきよくのところ、そこに出典関係がなかったことを示していることとみるのが、もっとも妥当な解釈ということになりはしないであろうか。

法苑珠林と今昔との間に出典関係がないであろうことは、またたとえば、一見、両書をつなぐ論拠となりそうな、同文的なはなしからもいえるように思われる。同文的なはなし——いいかえれば、類似度のうえだけからなら、出典関係によっているとみてきしかえないはなしが、両書の間には、さきにふれたように教話あるのだが、あのぼうだいな法苑珠林をもつてすれば、それはおそらく、△教話ある▽といわんより、むしろ△教話しかない▽というべきであって、その△教話しかない▽点が、じつは、かえって出典関係にないことを物語っているように思われるのである。周知のとおり法苑珠林と今昔との間には、おおくの類話がある。つまり法苑珠林は今昔にとって、教話しか利用すべき材料をもちあわせぬ資料ではなかったはずなのである。したがって、もし今昔が法苑珠林によっているのであるならば、もつとおおくの、同文的なはなしがみられてしかるべきであろうように思われるのである。

とまれ、以上のようなわけで、法苑珠林と今昔との間には、出典関係がなかったとみるのが相当であろうと考えられるのであるが、しかし、にもかかわらず、従来それが出典のひとつだとみなされてきたのは、おそらく、今昔には出典があつたはずだという先入主のとりことなつて、その時点で知られている類話のなから、しいて出典を求めようと結論をいそぐあまり、法苑珠林を出典とみなすこととの不都合さに、目をむけるだけの余裕がもてなかつたからではないかと思われる。じつさい、法苑珠林が出典のひとつであることは自明の理であるとしてほとんど疑われなかつたようで、従来の研究に、法苑珠林が出典のひとつでなければならぬとするにたる、な

つとくのいく説明を見出すことはできないのである。

たとえば、法苑珠林が今昔の出典のひとつであることを強力にうらだした攷証今昔物語集は、その論拠として、法苑珠林の成立が今昔のそれにさきだっていることをとりあげ、

今昔物語の著者が必ず目に触れたものに相違ないとおもふからである。(序)

と述べている。だが、それは、ほとんどとるにたりない、あいまいな理由だといわねばなるまい。渡来の年次や、本朝での流布の状況などから推してそれをいうのならまだしも、成立年代の前後関係だけをよりどころとして、必ず著者の目にふれたに相違ないなどと判断するのは、いくらなんでも、いささか勇取にすぎよう。この論法でいけば、今昔以前に成立した、今昔の類話を有する文献には、ことごとく出典の座が保証されなければならなくなつてさえるであらう。わたしはとうてい、攷証今昔物語集のこの論理から、法苑珠林が今昔の出典であつたという結論をみちびきだすわけにはいかない。

攷証今昔物語集の一部を訂正しながら、法苑珠林と今昔との構成の類似性に着目し、それが今昔成立の有力なる素因のひとつであつたと指摘する今昔物語集の研究(上)の立場も、けつして説得力をもちえてはいない。端的にいえば、今昔物語集の研究(上)の方法は、両者にどれだけの類話があり、そしてその類話の分布がどのような傾向にあるかという、単なる統計的調査にすぎないのである。あのほうだいな法苑珠林をもってすれば、今昔の天竺・震旦の部の約五割におよぶ類話が求められたとしても、さしてふしぎはなく、し

かもそれが、類似度の低いものを含めての数字である以上、出典関係にあることを裏うちする論拠として、ほとんどなんの意味ももっていないといつてよいであらう。じじつ、たとえば船橋本孝子伝などの発見によつて、類話の数だけをたのみとしての、法苑珠林を出典とする今昔物語集の研究(上)の立場は、根底からゆすぶられているのである。もんだいは、量ではなくて質なのである。

さて、当面のもんだいにもどらう。以上のようなわけで、本話にあわせ参照されている資料を法苑珠林とみることは、おそらく当をえたものではないと考えられるのであるが、それではそこは、どのように訂正せられるべきなのであらうか。今昔の成立事情の一端をうかがうすがともなるはずのその資料とは、いったいなになのであらうか。

結論的にいえば、それはおそらく三宝感応要略録であつたらう、とわたしには思われる。それは第一に、本話の一部が独立したかたちの類話である三宝感応要略録巻下第一〇話に、 \wedge 上定林寺 \vee の語が求められるからである。今昔物語集の研究(上)は、 \wedge 上定林寺 \vee の語をもつたはなしが \wedge 他の諸書に見当らない \vee からという理由でもつて、 \wedge ここだけは法苑珠林を参照したと考へる以外に説明がつかない \vee と推断したのであるけれども、それはあきらかに結論をいそぎすぎたあやまりであつて、この三宝感応要略録巻下第一〇話をもつてくるならば、出典関係にあるかどうか疑問のつきまとう法苑珠林をあえてあげなくとも、この語のよつてきたところの説明はつくのである。たしかに三宝感応要略録巻下第一〇話は、つ

ぎに示すように、これまで見落されていたとしてもさしてふしぎはないほど簡略なものではある。

齊上定林寺釈普明。懺悔為業法花。每至勸軌。

見普賢乘白象王在其前云々。

しかも、ほかに、△上定林寺∨の語をもった、これ以上に類似度の高いはなしが発見されないという保証があるわけでもない。しかしにもかかわらず、わたしがこれを本話の副資料ではなかったかと推測するのは、ほかでもなく、収載されている文献が三宝感応要略録だからである。この第二の点についても、もはや、ことごとく説明する必要はないであろう。繰りかえし述べたように、三宝感応要略録が今昔の出典のひとつであることはほとんど疑いがないのである。とりわけ巻七の前半部において、それは重要な資料とされているように思われるのである。つまりこの巻下第一〇話は、いかに簡略なものであるにせよ、今昔編者の目にふれている公算が大なのである。将来、△上定林寺∨の語をもつ類話が発見されたとしても、それを収載する文献が、三宝感応要略録以上に今昔の典拠である可能性が強くないかぎり、それがこの巻下第一〇話にとってかわることはないように思われるのである。

ところで三宝感応要略録には、さきに例示したとおり、この巻下第一〇話のほかに、巻中第一九話の類話にも本話のがあるのだが、それとこれとは、おそらく、もともとひとまとまりのはなしであったものと思われる。それを三宝感応要略録が、みずからの編纂方針にてらして、維摩感応の部分と普賢感応の部分とに分断したのであ

ろうと思われる。そしてその出典は、巻中第一九話の表題の下に注記されている△梁高僧伝∨ではなかったかと思われる。巻下第一〇話の表題の下には△出唐僧伝∨との注記があるが、これはおそらく、△梁高僧伝∨のあやまりとみてさしつかえないものと思われる。すなわち唐高僧伝には、巻一九と巻二五とに△普明伝∨があるものの、それはいずれも別人であり、巻二二に附見する普明も別人のようであって、上定林寺の普明伝がみあたらないからである。そしてまた、△梁高僧伝∨と△唐高僧伝∨とは、一般にしばしば混同されているし、三宝感応要略録においてもその例をみる事ができるからである。もとより△梁高僧伝∨には、さきにふれたとおり普明伝が収められており、そしてそれは、三宝感応要略録所収のふたつの普明伝をあわせたかたちであって、同文性も強いのである。

ところがその梁高僧伝の当該話には、もんだいの△上定林寺∨の語はみあたらない。これは三宝感応要略録巻下第一〇話とほぼ同じかたちの、つまり普賢感応を中心とした簡略化されたはなしであるから、資料としてとりあげるにはやや説得力に欠けるうらみはあるが、梁高僧伝から引用したと思われる道宣撰の集神州三宝感通録巻下所収の普明伝の項にも、△上定林寺∨の語はみあたらない。したがって梁高僧伝には、もともとその語はなかったとみるのが相当であろう。とするならば、三宝感応要略録巻下第一〇話の△上定林寺∨は、どこからもってこられたのか。これはまったくの憶測であるが、この点についていちおう考えられるのは、法苑珠林の線である。三宝感応要略録が法苑珠林を資料のひとつとしていることは、△珠林中取意∨(巻上16)、△法苑珠林等文∨(巻中51)などの注記によ

って知られるし、当の卷下第一〇話が、法苑珠林の当該話と同じように、出典とみることでできない唐高僧伝を出典としてあげていることなどからして、そこにいちおうの脈絡を想定することを、あながち不適當とばかりはいえないように思われる。

それはともあれ、今昔の編者は、梁高僧伝の流れをくむ三宝感応要略録卷中第一九話、および卷下第一〇話を一見におよんだのち、新渡来の弘誓法華伝を手にし、基本的にはそれによりながらも、三宝感応要略録卷下第一〇話をあわせ参照して本話を構成したとみるのが、おそらく、本話の定着のすじみちに関する、もつとも妥当な解釈であろうと思われるのである。

以上に述べてきたところは、一千有余話を有する今昔のなかのわずか一話、それも、ごくささいなものだにかかるものではある。だが、少なくともここから、もつともすすんだ領域である出典研究にさえ、なお検討すべき余地の残されていることが知られるであろう。